

第1回静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針改定検討会

日 時：令和4年6月30日（木）
10時から12時まで
場 所：清水庁舎 302会議室

次 第

- 1 挨拶（教育局次長）
- 2 委員紹介・委嘱交付式
- 3 会長・副会長の選出
- 4 事務局説明
 - ・ 静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針（現方針）について
 - ・ 適正規模・適正配置のこれまでの取組について
 - ・ 今回の方針改定に至る経緯について
 - ・ 適正規模の定義（平成24年度答申）
- 5 協議事項
 - （1）本市の適正規模・適正配置の基本的な考え方について
 - （2）保護者アンケート、地域・PTA へのヒアリングについて
（7月～9月実施予定）

【次回検討会】※正式な日程につきましては、別途通知いたします。

日程：令和4年9月（予定） 場所：清水庁舎

第1回 静岡市立小・中学校の 適正規模・適正配置方針改定検討会

日時：令和4年6月30日（木）10：00～

場所：清水庁舎302会議室

静岡市教育委員会 教育総務課

現方針について <静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針（平成28年9月策定）>

【概要】

平成28年2月に「静岡型小中一貫教育推進方針」を策定した中で、学校の適正規模・適正配置の取組を加速するための「基本的な考え方」や「取組の進め方」などを示す方針

1 適正規模・適正配置の基本的な考え方

（1）一定の学校規模の確保

- ▶ 小・中学校は、子どもたちの能力を伸ばしつつ、子どもたちの社会的自立の基礎、社会の一員としての基本的資質を育成することを目的としている。
- ▶ このため、小・中学校には、ただ単純に知識や技能を習得するだけでなく、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが大切である。
- ▶ これらの教育を実践するには、子どもたち同士で切磋琢磨できる、少なすぎず多すぎない一定規模の児童・生徒の集団規模が、各小・中学校に確保されていることが望ましい。

（2）学校施設の老朽化対策を推進し、学校施設の教育環境を向上

- ▶ 「静岡市アセットマネジメント基本方針」による計画的・効率的な建替等の対策が必要。

（3）保護者や地域住民等の理解のもと「地域とともにある学校づくり」の視点

- ▶ 小・中学校は地域のコミュニティの核としての性格を有し、地域のまちづくりとは切り離せないものである。

（4）施設一体型小中一貫校の設置を見据えた適正規模・適正配置の推進

- ▶ 「静岡型小中一貫教育推進方針」のもと、施設分離型の小中一貫教育を進めているが、全国の先進事例では、施設一体型小中一貫校の方が小中一貫教育の成果を得やすい。

適正規模・適正配置のこれまでの取組について

- 平成18年度：一番町小と三番町小の統合（番町小）
- 平成19年度：青葉小と城内小の統合（葵小）
- 平成24年度：「静岡市小学校及び中学校適正規模等審議会」から小・中学校の適正規模・適正配置に向けた基本的な考え方と具体的な方策についての答申（※別添参照）
- 平成27年度：「静岡型小中一貫教育推進方針」策定 ※H34年度から全市一斉スタート
- 平成28年度：井川小・中学校開校、
「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針」策定（※別添参照）
- 平成29年度：大河内小・中学校、梅ヶ島小・中学校、大川小・中学校開校
- 平成30年度：足久保小学校の美和中学校への移転の要望書提出、
 両河内地区の小中学校統合の要望書提出
- 令和2年度：玉川小・中学校開校、蒲原地区の小中学校統合の要望書提出、
 峰山小学校閉校
- 令和3年度：清沢小学校と中藁科小学校との統合の要望書提出
- 令和4年度：両河内小・中学校開校、足久保小学校の美和中学校への移転完了
 安倍川中学校区の小中学校統合の要望書提出

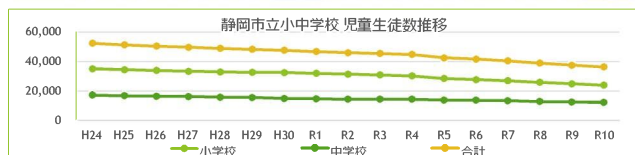
2

今回の方針改定に至る経緯について①

（1）現方針を策定以降、児童・生徒数の減少が著しい

- ▶ 令和4年6月現在、平成28年9月に方針を策定してから約6年が経過
 - ▶ 本市の児童生徒数は平成28年度から令和4年度の6年間で、49,187人から45,077人に減少（▲4,110人）
 - ▶ さらに、令和4年度から令和10年度（推計値）の6年間で、45,077人から36,546人に減少見込（▲8,531人）
- ▶児童生徒数の減少が加速する中で、現状に合った規模別分類等について、改めて定義づけの検討が必要

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
小学校	35,293	34,664	34,142	33,582	33,182	32,833	32,785	32,181	31,634	31,075	30,511	28,773	27,914	27,146	26,143	25,111	24,110
中学校	17,363	16,987	16,638	16,389	16,005	15,733	15,074	14,849	14,587	14,696	14,566	14,054	13,939	13,551	13,079	12,678	12,436
合計	52,656	51,651	50,780	49,971	49,187	48,566	47,859	47,030	46,221	45,771	45,077	42,827	41,853	40,697	39,222	37,789	36,546



（2）現方針では、学級数以外の取り組む学校の基準が明確でない

- ▶ 「過度な小規模校化が懸念される小・中学校」として、国の手引き（P5参照）による小・中学校ともに11学級以下の学校を対象校としている。
 - ▶ 「老朽化対策が必要な小・中学校」として、経過年数や耐震性・老朽化度合いを客観的な評価により対象校を絞り込むとしている。
- ▶取り組む対象の基準を明確にするため、学級数以外の諸条件による優先度の設定について検討が必要

3

今回の方針改定に至る経緯について②

(3) 現方針における見直し時期について

- ▶ 第3次静岡市総合計画の終了年度（令和4年度）のタイミングで見直し、改定を行うこととしている。
- ▶ ⇒本検討会において、全3回の検討を踏まえ改定方針（案）を決定。
- ▶ パブリックコメント等を経て、令和4年度末に改定方針を策定・公表。

★方針改定の見直しポイント★

- ▶ 今後、施設一体型小中一貫校化や学校統合を検討する学校の指針となるよう、明確な基準た具体的な方策を盛り込んだ方針とする。
- ▶ ⇒保護者アンケートや地域・PTA等のヒアリングを実施し、望ましい学級数や適正規模・適正配置への意向など幅広い意見を分析し、取り組む基準や規模別分類などに反映させる。
- ▶ ⇒これまでの本市の統合事例における具体的な進め方や段取り、先進自治体の統合や跡地利用の取組事例を盛り込む。

4

適正規模の定義 <静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針（平成28年9月策定）>

●本市の小・中学校の規模分類（平成24年度答申）

過小規模校	小学校については、複式学級を有する学校（5学級以下の学校） 中学校については、各学年2学級を有しない学校（5学級以下の学校）
小規模校	小・中学校ともに、6～11学級の学校
適正規模校	小・中学校ともに、12～24学級の学校
大規模校	小・中学校ともに、25～30学級の学校
過大規模校	小・中学校ともに、31学級以上の学校

●国の指針等

- ・法令上の標準学級数：小・中学校ともに12学級以上18学級以下（学校教育法施行規則第41条）
- ・公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引（平成27年1月策定）より

①学校規模の標準（12学級）を下回る場合の対応の目安について

小学校の場合

学級数	対応の目安
1～5学級	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
6学級	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
7～8学級	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
9～11学級	今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

中学校の場合

学級数	対応の目安
1～2学級	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
3学級	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
4～5学級	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
6～8学級	今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
9～11学級	今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

②通学条件のおおよその目安

通学距離のおおよその目安	通学時間のおおよその目安
小学校：4km以内 中学校：6km以内	おおむね1時間以内 ※適切な交通手段が確保でき、かつ適距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つことが前提

5

協議 1：適正規模・適正配置の基本的な考え方

(1) 一定の学校規模の確保 (現方針より)

- ▶ 小・中学校は、子どもたちの能力を伸ばしつつ、子どもたちの社会的自立の基礎、社会の一員としての基本的資質を育成することを目的としている。
- ▶ このため、小・中学校には、ただ単純に知識や技能を習得するだけでなく、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが大切である。
- ▶ これらの教育を実践するには、子どもたち同士で切磋琢磨できる、少なすぎず多すぎない一定規模の児童・生徒の集団規模が、各小・中学校に確保されていることが望ましい。

(2) 取組の優先度の考え方について (検討案)

<視点1> 学級数

- 小学校：複式学級を有する学校、中学校：各学年単学級の学校（過小規模校）
- 標準学級数（小・中学校ともに12学級から24学級）を下回る学校（小規模校）

<視点2> 立地・施設面

- 山間地などの周辺地域全体で存続が難しい学校
- 老朽化対策が必要な学校
- 通学区域・調整区域の検討が必要な学校
- 大規模な施設改築・改修を要しない学校（※移転先の空き教室で対応できる場合）
（例）A小→B小へ移転、1小1中の小中一貫グループでのC小→D中へ移転など

<視点3>：地域の意向

- 地域・保護者等からの意向（要望）のある学校

6

協議 2：保護者アンケート、各地域・PTAのヒアリングについて

(1) 保護者アンケート調査

- 【対 象】市内の全小・中学生（約45,000件）の保護者
- 【実施方法】各家庭にQRコード記載の依頼文を送付し、スマホ等でWeb回答（Logoフォーム）
- 【実施時期】令和4年7月～9月頃（予定）

【主な質問（案）】

- ・基礎情報（子どもの学校の学級数、通学時間・方法等）
- ・子どもの学年の学級数についてどのように感じるか（多い・適正・少ない）
- ・望ましいと思う学級数と理由（小規模校・大規模校のメリット）
- ・現状と望ましい学級数が異なる場合、どのような検討が必要か
（現状：少ない⇒理想：多い） 隣接校との統合、通学区域の見直し、学校選択制の導入等
（現状：多い ⇒理想：少ない） 学校の新設、通学区域の見直し、学校選択制の導入等

(2) 各地域・PTAのヒアリング

- 【対 象】市内12支部の自治会、PTA連絡協議会の規模別グループなど
 - 【実施方法】会合等での聞き取り
 - 【実施時期】令和4年7月～9月頃（予定）
- #### 【主なヒアリング内容（案）】

学区の学校規模状況、地域における学校の意義、施設一体型の小中一貫校化について、地域の交流・活性化等

7

第2回目以降の検討会について

<第2回検討会> 9月予定

- 保護者アンケート、ヒアリングを基に適正規模・適正配置の優先度を検討
- 改定方針（素案）の検討

<第3回検討会> 11月予定

- 本市の適正規模の基準・分類について
- 取り組む対象となる学校（優先度）について
- 改定方針（案）の決定